

# 平成 30 年度第 4 回長野県契約審議会次第

日時 平成 31 年（2019 年）2 月 8 日（金）

14 時から 16 時 30 分

場所 県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 会議事項

### (1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し 【取組番号 35】

### (2) 報告事項

ア 金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果

イ 金抜設計書作成要領の策定

ウ 週休 2 日工事における労務費等の補正

エ 建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況 【取組番号 3】

オ 建設工事における低入札価格調査の実施状況 【取組番号 16】

カ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画

キ 森林整備業務の入札の状況等 【取組番号 3】

ク 清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 【取組番号 18】

## 4 その他

## 5 閉 会

## 資料一覧表

### 審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 . . . 資料1 (P 1)
- イ 建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し . . . 資料2 (P 2)

### 報告事項

- ア 金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果 . . . 資料3 (P 5)
- イ 金抜設計書作成要領の策定 . . . 資料4 (P 6)
- ウ 週休2日工事における労務費等の補正 . . . 資料5 (P 8)
- エ 建設工事等における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の実施状況 . . . 資料6 (P 10)
- オ 建設工事における低入札価格調査の実施状況 . . . 資料7 (P 12)
- カ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画 . . . 資料8 (P 13)
- キ 森林整備業務の入札の状況等 . . . 資料9 (P 15)
- ク 清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 . . . 資料10 (P 16)

平成 30 年度第 4 回審議会（2 月 8 日（金）開催）

## 長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす い みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授	出 席
おお くほ く み こ 大 窪 久美子	信州大学農学部教授	出 席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出 席
お ざわ よし のり 小 澤 吉 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら たに しん いち 藏 谷 伸 一	一般社団法人 長野県建設業協会顧問	出 席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学経法学部教授	
の もと ひろ ゆき 野 本 博 之	公認会計士	
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出 席
やなぎ さわ しゅう じ 柳 澤 修 嗣	弁護士	出 席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし の よう いち 吉 野 よう 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席
わた なべ ひさみ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出 席

（10 名出席予定）

（任期 3 年、平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで）

前回審議会の主な意見 [平成30年度第3回審議会(11月13日)]

資料 1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
金抜設計書の作成に係る不適切処理		湯本委員	今回の不適切処理が故意ではないことの確認は、客観的に見て判断したのか。	積算価格が読み取れる不適切な案件8件と、積算価格ではないが数字が読み取れる案件6件の計14件について、入札参加者、建設事務所の積算担当者ならびに工事事務担当者への聞き取りを行いました。 入札参加者については、技術管理室がアンケート形式による書面調査を行い、入札に参加した計17者から、金額を見たという回答はありませんでした。 積算担当者ならびに工事事務担当者については、会計局契約・検査課が調査を行い、4建設事務所の計14件の各担当者から、意図的な価格漏洩が疑われる証言はありませんでした。
		柳澤委員	今になってこの問題が出てきたきっかけは何か。	県がホームページに掲載した金抜設計書について、価格が読み取れる案件があるという指摘が報道機関からあり、検証した結果、積算価格が読み取れることが分かりました。
		小澤委員	今回の不適切処理が、積算システムではなく表計算ソフトを使用する場合で発生しているが、改善策として全ての公告案件について表計算ソフトを使用せず、積算システムによって行うことは難しいか。	資料4で説明します。
建設工事に係る委託業務における低入札価格調査の実施	16	野本委員	第三者照査を、競争関係にある同業他社に依頼する場合に、それは客観的に独立した第三者と言えるか。	第三者照査にあたっては、第三者照査を行う会社から、発注機関の長あてに、公共工事の執行に適う業務成果の品質確保を確約する「第三者照査確約書」の提出を求め、客観的な照査を行っていただくように考えております。
		吉野委員	具体的な調査方法や、落札候補者の取消基準を示す予定はあるか。	委託業務の低入札価格調査は、既に実施している工事と同様に、応札した価格で適正な履行ができるのかという観点から、業務体制、品質確保、手持業務量、同種業務の実績等について提出していただく書類をもとに調査を行い、適切な履行ができないと判断した場合は、落札候補者の取消を行います。 低入札価格調査による判断基準は、建設工事と同様に要領に定めて示す予定です。
		碓井会長	調査を実施するにあたり、発注者は本庁・現地で分かれていて必ずしも一括発注ではないため、横の情報交換が極めて重要であるから、緊密に行ってもらいたい。	会議や説明会等の場を通じ、発注機関間の情報共有と連携強化に努めてまいります。
建設工事等における入札参加者全員を対象とする資格要件の抜打ち審査	22	藏谷委員	不適要件の内訳のうち同種工事の実績に関して、同種工事の判断基準が曖昧な場合があるので、マニュアル・指針を作成してもらいたい。	入札参加資格要件の抜打ち審査を行う中で、判断基準が不明確であることが確認された案件については、公告文の記載方法等、改善を図ってまいります。
		大窪委員	実際に抜打ち審査を実施する前に、できるだけ県が相談役となり、業者に対し問題点について事前に説明する機会を設けてもらいたい。	入札制度に関する受注者説明会等において、入札公告で求める要件に不明確な部分がある場合は、公告期間中に発注者に質問を求めよう周知してまいります。
公募型見積合わせの拡大試行等の実施状況	7 13	湯本委員	入札参加資格の一部義務化の拡大試行において、特に製造の請負・物件の買入れについては、予定価格を30万円超に拡大することにより、対象件数が10倍以上になっているが、具体的な対応策はあるか。	対象案件の実際の受注者のうち、入札参加資格を有しない事業者の比率はわずかであるため、審査件数の増加等はそれ程見込まれません。
		小澤委員	公募型見積合わせを実施する目的として、競争性や中小企業の受注機会の確保が挙げられるが、これに対して、ダンピング対策についてはどのように考えているか。	業務委託等について、業種区分ごとの応札状況や落札率、及びその経年変化などを注視し、ダンピング対策が必要な状況にあるかを今後とも点検してまいります。
清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査	10 76	湯本委員	設備管理業務の平均年齢が、それ以外の2業務に比べて高いが、理由は何か。	昨今の人手不足の状況の中、設備管理に関する一定の資格や技術を持っている人材の確保が難しくなっており、代替人員の確保ができず、年齢が高い方であっても雇用を継続しなければならない状況が、一因となっていると思われまます。

注 網かけ部分は、前回審議会で説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

## 建設工事における内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札の見直し

[取組番号 35]

### 1 現状

- ① 内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、「積算根拠の明確化」と「施工体制の適正化」を目的として、一定規模以上の工事において、入札時に内訳書等の提出及び下請要件を確認する資料の提出を義務付けている。
- ② また、県外企業が入札参加する案件で、地域の雇用を確保する必要がある場合に、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定している。
- ③ 本方式は、「積算根拠の明確化」により下請負人を保護するために、平成 17 年 4 月から試行しているものであるが、その後発出された「建設業法令遵守ガイドライン(平成 19 年 6 月国土交通省)」に基づき、元請下請間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引、施工体制の適正化等により、下請負人の保護に関する制度が充実してきている。
- ④ さらに本方式は入札時に下請負人への見積依頼や書類作成提出を求めることから、受注者及び下請負人に負担を強いており、改善を求められている。

【参考：「下請 110 番」相談件数 H17：48 件 → H30：2 件】

### 2 見直し内容

内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札は、県外企業が下請けを活用する工事（橋梁上部工工事等）のみを対象とし、一定規模以上の工事における内訳書等の提出義務を廃止する。

- ① ・ 予定価格が概ね 2 億円以上の大規模工事  
 ・ 予定価格が 8,000 万円以上の土木一式および建築一式工事 } ⇨ 【廃止】
- ② 県外企業が入札参加する案件の場合において、県内本店の下請負人への下請契約予定額の比率を示す「県内下請比率」を要件として設定する工事 ⇨ 【継続】

### 3 効果

受発注者の負担の軽減と入札手続き期間の短縮が図られる。(34 日→25 日)

### 4 実施時期

平成 31 年 3 月の公告案件から適用

受注希望型競争入札

	概ねの日数	
	期間	延べ
入札公告		
質問書受付・回答	16日間	
入札書等提出期限		
開 札		16日
予定価格の公表	3日間	
疑義申立て受付		
落札候補通知書発行	1日間	19日
入札資格審査書類提出	2日間	20日
審査	3日間	22日
落札者決定・通知		<b>25日</b>

内訳書等の提出及び下請要件を付する  
受注希望型競争入札

	概ねの日数	
	延べ	期間
入札公告		
質問書受付・回答		
入札書等提出期限 (下請要件を確認する資料提出)		
開 札		
予定価格の公表		
疑義申立て受付		
落札候補通知書発行		
入札資格審査書類提出		
審査		
落札者決定・通知		

※1 24日間

※2

※3

実質的な下請負人の拘束(最大27日間)

※1 入札手続き期間を長く設定している理由

① 工事費内訳書の作成

応札者自らの積算ではなく、下請負予定者からの見積を基に積算を行い、工事内訳書を作成するため、見積徴収等に必要の日数を見込む必要がある。

② 施工体系図の作成

入札時に各下請負人の施工分担と配置技術者を確定させ、施工体系図を作成する必要があることから、下請予定者との調整に必要な日数を見込む必要がある。

● 上記に加え、下請負人の途中変更が認められないこと、また入札公告から落札候補者決定までの間、下請負人が実質的に拘束されることから、受注者及び下請負人の負担となっている。

※2 応札者全員の提出書類 (H31.3~県内本店の場合廃止)

- ・備考欄に下請負人の商号又は名称を記載した「工事費内訳書」
- ・下請金額を入れた「施工体系図」

※3 落札候補者の提出書類 (H31.3~県内本店の場合廃止)

- ・下請負人が作成した「見積書」
- ・下請負人の商号又は名称を記載した「施工体制台帳」
- ・下請負人が配置を予定している技術者の資格証の写し

建設業法令遵守ガイドラインの策定  
 一 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 一

H19年6月策定  
 H29年3月改訂

策定時の背景

○法令違反行為の存在

適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在

○認識がないままの法令違反行為

元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性

目的

○法令遵守に対する社会的要請の高まり

法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提

○法律の不知による法令違反行為の防止

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為（事例）を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防止、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定（平成19年6月）

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
  - ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
  - ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止
  - ・適切な工期の設定（平成20年9月改訂）
  - ・社会保険・労働保険への加入（平成24年7月改訂）
  - ・労働災害防止対策の実施者及び経費の負担者の区分の明確化（平成26年10月改訂）
  - ・下請代金の支払い手段について（平成29年3月改訂）
- 等

○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス

- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

○関係機関への周知

- ・地方整備局、地方公共団体、建設業団体

○建設工事に直接携わる者への周知

- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
- ・専門工事業者（下請負人）等

効果

- 対等な元請下請関係の構築
- 元請下請間の公正・公平な取引の実現
- 不知による法令違反行為の未然防止

## 金抜設計書作成の不適切処理に係る調査結果

### 1 調査結果

#### (1) 積算価格が読み取れる案件

対象予算年度	調査件数※	積算価格が読み取れる案件数		
		建設部	林務部	計
H30 年度	約 5,100 件	8 件	-	8 件
H24～H29 年度	約 41,600 件	15 件	1 件	16 件
計	約 46,700 件	23 件	1 件	24 件

※ 県機関が電子データを用いて入札公告を行った次の案件数

- ・ 建設工事等、建設工事等に係る委託 (H25. 4. 1～H30. 10. 2)
- ・ その他の契約 (H27. 4. 1～H30. 10. 2)
- ・ 製造の請負、物件の買入れ (H24. 7. 1～H30. 10. 2)

#### (2) 入札参加者等への聞き取り調査

- ・ 積算価格が読み取れる全ての案件の入札参加者に調査を行ったところ、積算価格を「見た」との回答が 1 者のみあり、それ以外の者は「見なかった」という回答であった。
- ・ 積算価格を見た者は、その積算価格を「参考にしなかった」と回答しており、理由は、「自社積算にて適正な価格を算出していたため」との回答であった。なお、この者は、当該案件を落札していない。
- ・ 発注機関の積算担当者等への聞き取りでは、意図的な価格漏洩の証言はなかった。

### 2 発生原因

- (1) PDF ファイルの機能やリスクについて、職員の認識が不十分であった。
- (2) 金抜設計書を電子化する際のデータ取扱いに関するマニュアルがなかった。

### 3 再発防止策

- (1) 研修等の機会を通じ職員の情報セキュリティ意識向上を図る。
- (2) 金抜設計書の電子化にあたっての作業マニュアルを作成し、運用の徹底を図るとともに、設計積算システムの利用拡充を図る。



## 金抜設計書作成要領の策定

入札公告時等における設計内容の適切な明示、積算に係る受発注者の負担軽減を図るため、金抜設計書の作成に必要な定義、構成、保存期間等を含め詳細な要領を次のとおり定めた。

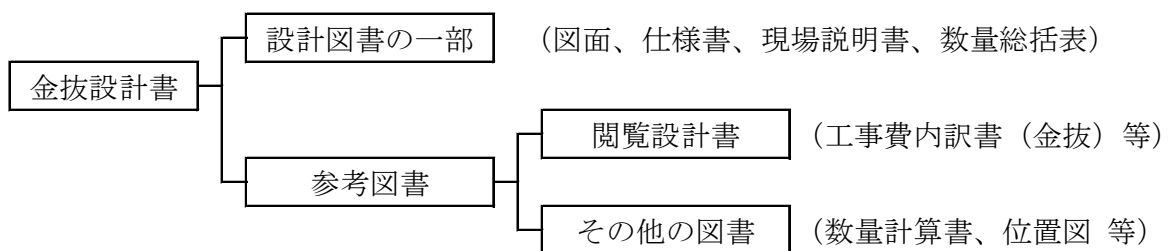
### 1 主な内容

#### (1) 金抜設計書の定義

- ・ 金抜設計書とは、入札公告時等に入札参加者等が応札額の算出に必要、又は参考となる情報を明示した図書。

#### (2) 金抜設計書の構成

- ・ 金抜設計書は、契約条件となる「設計図書の一部」と、契約条件とならない「参考図書」で構成。詳細については、別紙参照。



#### (3) 閲覧設計書の作成上の留意点

- ・ 設計積算システムにより作成することを原則とする。<sup>※1</sup>
- ・ 数量、歩掛、積算条件を参考として明示する。

#### (4) 金抜設計書の保存期間

- ・ 電子媒体又は紙媒体で、竣工（完了）検査が完了するまで保存する。

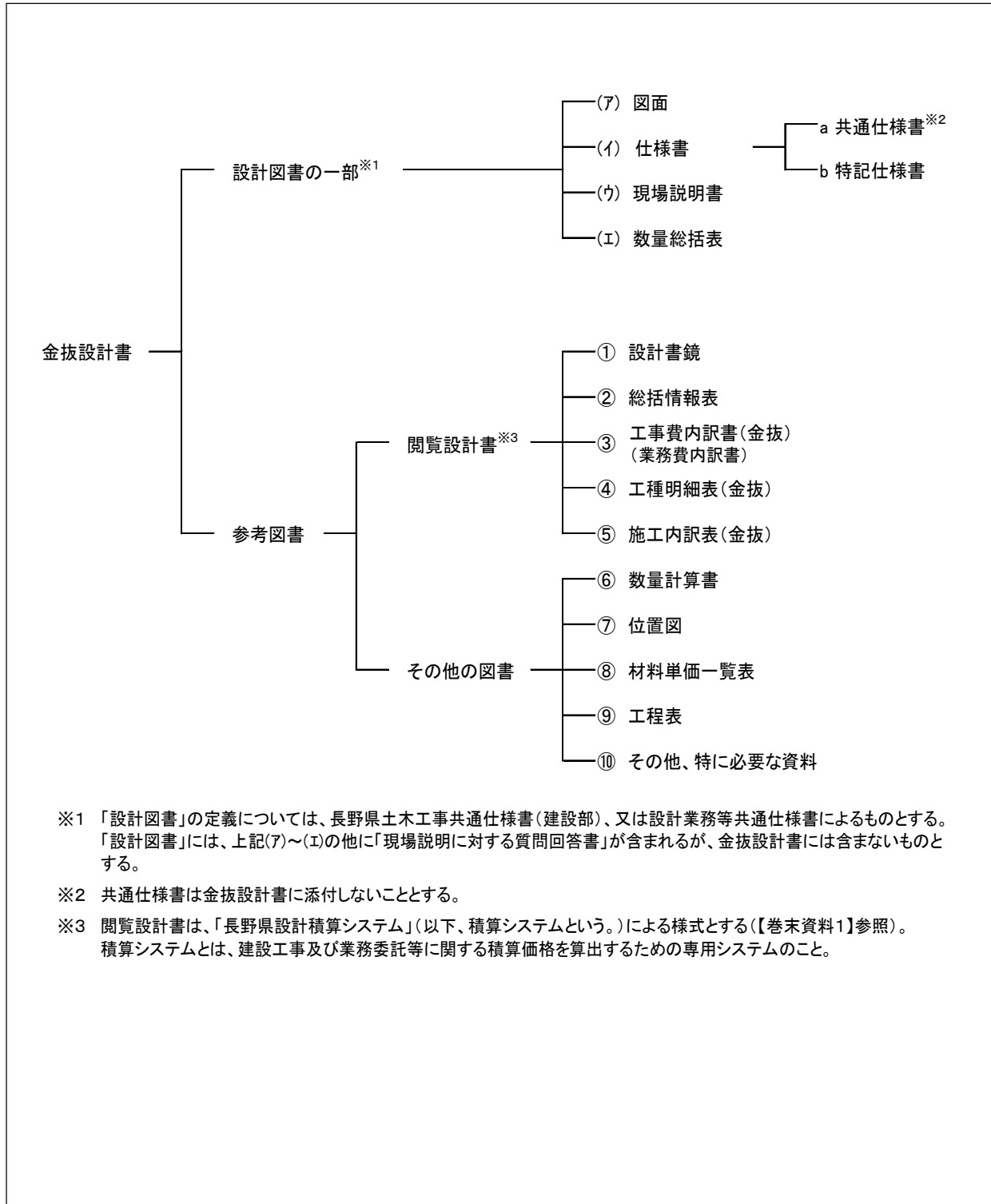
### 2 本要領の適用

建設部が平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事等に適用。<sup>※2</sup>  
ただし、建築工事を除く。

※1 任意の諸経費率を設定できるように設計積算システムを改修。これにより、保守点検業務等の積算も可能となる。平成 31 年 2 月 1 日から運用開始。

※2 他部局においても、本要領に準じて対応を図る予定。

## 金抜設計書の構成



※1 「設計図書」の定義については、長野県土木工事共通仕様書（建設部）、又は設計業務等共通仕様書によるものとする。「設計図書」には、上記(ア)～(エ)の他に「現場説明に対する質問回答書」が含まれるが、金抜設計書には含まないものとする。

※2 共通仕様書は金抜設計書に添付しないこととする。

※3 閲覧設計書は、「長野県設計積算システム」（以下、積算システムという。）による様式とする（【巻末資料1】参照）。積算システムとは、建設工事及び業務委託等に関する積算価格を算出するための専用システムのこと。

## 週休2日工事における労務費等の補正

### 1 現状と課題

長野県では、本年度から「施工者希望型週休2日工事」に取り組んでおり、週休2日を実施したと認められた場合は、経費の補正を行っている。

一方、国土交通省では、週休2日を目指したものの週休2日に満たなかった場合について、実施状況に応じた補正を行っている。

### 2 実施内容

週休2日の達成度に応じて、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費について以下の補正を行うものとする。

達成度	達成率※	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費	
				共通仮設費	現場管理費
達成	100 %以上	1.05	1.04	1.04	1.05
概ね達成	87.5 %以上	1.03	1.03	1.03	1.04
一定程度達成	75 %以上	1.01	1.01	1.01	1.02

$$\text{※ 達成率} = \frac{\text{(現場閉所日数)}}{\{ \text{(工事着手日からしゅん工届日までの期間)} - \text{(工場製作と一時中止の期間)} \}} \times 28.5\%$$

なお、28.5%は、週休2日の場合の現場閉所率（28.5 ≒ 2/7）。

### 3 実施時期

平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事から実施

## 建設現場の週休 2 日の推進に向けた県の取組

平成 27 年度  
～平成 29 年度

- 平成 29 年度  
○週休 2 日を入札参加資格で  
加点評価  
○プレミアム・サタデーの取  
組開始（民間）

週休 2 日を確保する  
モデル工事

平成 27 年度 35 箇所実施  
平成 28 年度 67 箇所実施  
平成 29 年度 66 箇所実施

週休 2 日を実施する企業を  
評価する総合評価落札方式

平成 28 年度 9 箇所実施  
平成 29 年度 38 箇所実施

## 平成 30 年度

## 施工者希望型週休 2 日工事

対象工事：平成 30 年 4 月 1 日以降公告する案件の工事  
（緊急を要する工事及び機械設備工事を除く）

取組内容：本工事の着手から完了までの期間の 7 分の 2 の日数を現場閉所

評価等：週休 2 日相当の現場閉所を行った場合に次の評価等を実施

- ・工事成績で加点
- ・以下の費目にそれぞれの補正係数を乗じて経費を増額

達成度	達成率※	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費	
共通仮設費	現場管理費				
達成	100 %以上	1.05	1.04	1.04	1.05

## 平成 31 年度

- 週休 2 日の達成度に応じて、以下の費目に対して、それぞれの補正係数を乗じて経費を増額

達成度	達成率※	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費	
共通仮設費	現場管理費				
達成	100 %以上	1.05	1.04	1.04	1.05
概ね達成	87.5 %以上	1.03	1.03	1.03	1.04
一定程度達成	75 %以上	1.01	1.01	1.01	1.02

※ 達成率 =  $\frac{\text{(現場閉所日数)}}{\{ \text{(工事着手日からしゅん工届日までの期間)} - \text{(工場製作と一時中止の期間)} \}} \times 28.5\%$

なお、28.5%は、週休 2 日の場合の現場閉所率（28.5 ≒ 2/7）。

- 週休 2 日に取り組む企業を評価する総合評価落札方式の導入を検討

## 建設工事等における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の実施状況

【取組番号 3】

### 1 取組内容

委託業務及び舗装工事の入札において、同額入札が多数となり、「くじ引き」による落札者の決定が常態化していたため、総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行を開始している。

### 2 委託業務の実施状況（平成 29 年 6 月から試行開始）

委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の評価項目（H30.4.1 一部改正）

	評価項目	評価点
1	<b>業務成績</b> 過去2年間(5件未満は4年間の平均点) 《計算式》評価点 = 2点 × (業務成績点 - 60) / (最高業務成績点 - 60)	0.00~2.00
2	<b>管理技術者等手持ち業務量</b> 管理・主任技術者：1業務につきマイナス0.2点 照査・担当技術者：1業務につきマイナス0.1点	-2.00~0.00
3	<b>地域加点（企業の所在地）※</b>	0.00~1.00
	①業務箇所と同一10広域内	1.00
	②業務箇所と同一4広域内	0.75
	③県内に本店がある者	0.50
	<b>価格以外の評価点</b>	-2.00~3.00
	<b>価格点</b> 《計算式》配点 × 最低価格 / 入札価格	97.00~97.50
	<b>総合評価点</b>	100.00

※地域加点の最小単位

測量：①10広域(1.00点)

建設・補償コンサルタント：①10広域(1.00点)または②4広域(0.75点)

地質調査：②4広域(0.75点)

### 3 委託業務におけるくじ引き発生状況（H30.12 月末）

入札方式	H29年度				H30年度(12月末)			
	落札 件数	くじ引き			落札 件数	くじ引き		
		件数	発生率	対象者数 平均		件数	発生率	対象者数 平均
受注希望型	727	487	67.0%	9.6	577	381	66.0%	9.8
総合評価落札方式	601	139	23.1%	2.9	723	225	31.1%	3.6
簡易Ⅱ型	228	74	32.5%	3.4	254	104	40.9%	4.5
従来型	373	65	17.4%	2.3	469	121	25.8%	2.8
合 計	1,328	626	47.1%	8.1	1,300	606	46.6%	7.5

（参考）H28年度受注希望型競争入札のくじ引き発生率：65% 平均対象者数：8.2人

#### 4 舗装工事の実施状況(平成 30 年 1 月から試行開始)

舗装工事の総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の評価項目

評価項目		評価点	
① 工事成績	評価点＝2点×(工事成績点-65)/(最高工事成績点-65)	2.0	
② 施工体制	直営で施工する者(2.0点) ----- アスファルトフィニッシャーの自社保有の有無(2.0点)	2.0	最大 4.0
③ 地域要件	当該市町村等本店を置く者(2.0点) ----- 工事場所の近隣での工事実績を有する者(2.0点)	2.0	
④ 社会貢献	長野県又は長野県内市町村の道路除融雪の契約実績を有する者(2.0点) ----- 県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修を契約している者(2.0点)	2.0	
⑤ 技術者 配置	主任技術者を専任配置する場合(2.0点) ----- 主任技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合(2.0点)	2.0	
価格以外の評価点		6.0	
価格点		94.0	
総合評価点		100	

※評価項目は、①は必須、②～⑤は2項目を選択。評価項目は、案件ごと定める。

#### 5 舗装工事におけるくじ引き発生状況(H30.12 月末)

入札方式	H29				H30.12末				備考
	落札 件数	くじ引き			落札 件数	くじ引き			
		件数	発生率	対象者数 平均		件数	発生率	対象者数 平均	
受注希望型競争入札	125	74	59.2%	9.6	66	34	51.5%	6.4	
総合評価落札方式	63	21	33.3%	6.4	96	36	37.5%	6.7	
簡易Ⅱ型	26	15	57.7%	6.5	67	34	50.7%	7.0	
従来型	37	6	16.2%	2.5	29	2	6.9%	2.5	
計	188	95	50.5%	8.9	162	70	43.2%	6.6	

#### 6 総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行状況(H30.12 月末)

発注機関	落札 件数	応札 者数	くじ引き			平均 落札率	備考
			件数	発生率	対象者数 平均		
佐久建設事務所	7	12.6	6	85.7%	5.8	92.5%	
上田建設事務所	3	6.7	3	100%	3.0	92.5%	
諏訪建設事務所	4	5.5	1	25.0%	4.0	92.5%	
伊那建設事務所	2	7.5				92.7%	
飯田建設事務所	12	3.7	3	25%	5.7	91.5%	
木曾建設事務所	1	3.0				98.6%	
松本建設事務所	5	16.2	4	80%	4.8	92.2%	
安曇野建設事務所	4	2.5	1	25.0%	3.0	95.7%	
大町建設事務所	5	7.4				93.7%	
千曲建設事務所	1	2.0	1	100%	2.0	92.5%	
須坂建設事務所	1	2.0				92.6%	
長野建設事務所	10	16.7	10	100%	12.7	93.3%	
北信建設事務所	4	5.0	3	75.0%	4.3	92.8%	
その他	8	5.3	2	25.0%	4.0	92.5%	
計	67	9.8	34	50.7%	7.0	92.8%	

## 建設工事における低入札価格調査の実施状況

### 1 取組内容

【取組番号 16】

建設工事における受注希望型競争入札では、平成30年4月以降の公告案件より低入札価格調査を実施している。

#### ①調査対象

予定価格の90%未満（総合評価落札方式は予定価格の90～92.5%の変動制）の落札候補者

#### ②低入札価格調査

落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類提出

#### ③技術者配置

主任技術者と同等の技術者を別途配置または主任技術者を専任配置

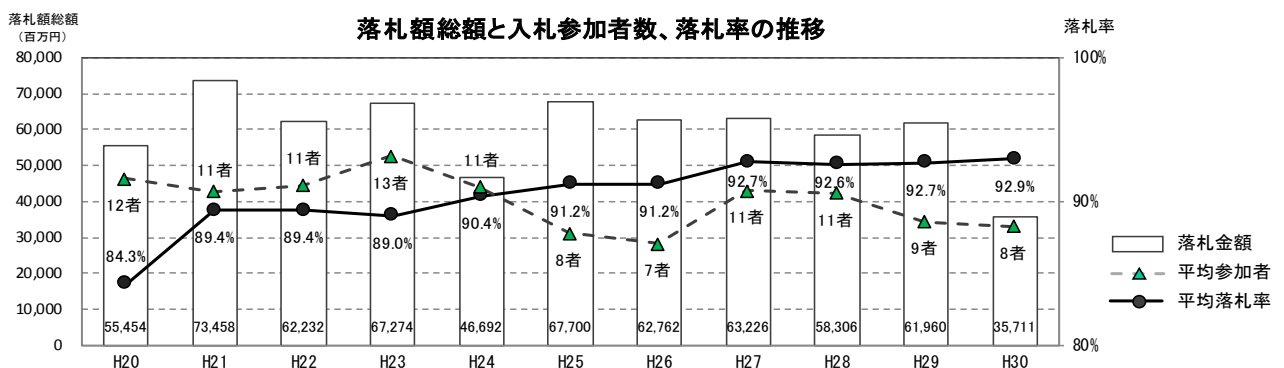
#### ④落札候補者の辞退

可能 ただし年3回以上の辞退で入札参加制限

### 2 低入札価格調査の実施状況 (H29 以前は契約後確認調査)

年度	H27	H28	H29	H30.12月末時点		
				受注希望	総合評価	
調査対象件数(件)	121	118	102	74	35	
全件数(件)	1,789	1,759	1,512	1,161	受注希望	738
					総合評価	423
発生率(%)	6.8	6.7	6.7	6.4	受注希望	4.7
					総合評価	9.2
辞退者数(者)	2	2	4	8	受注希望	1
					総合評価	7

### 3 入札動向 (H30年度は9月末時点)



### 4 今後の予定

受発注者双方において、現時点で制度導入に伴う問題は特に発生していない。また、入札動向への影響も見られないことから、引き続き、入札動向の推移を注視しながら本制度を継続する。

## 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画

### 1 計画の位置付け

平成 29 年 3 月 16 日に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（通称：建設職人基本法）に基づく都道府県計画

#### 【建設職人基本法】

#### (1) 法の目的

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、国及び都道府県等に対策を求めるもの

#### (2) 国の基本計画の策定（法第 8 条）

⇒ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成 29 年 6 月 9 日策定)

#### (3) 都道府県計画の策定（法第 9 条）

「都道府県は、国の基本計画を勘案して都道府県計画を策定するよう努めるものとする」

⇒ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する長野県計画(平成 30 年 11 月 22 日策定)

### 2 計画の策定経過

国の基本計画や関係機関・団体で構成する長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議での検討結果を踏まえて策定

#### <推進会議>

- ・ 設 置：平成 30 年 3 月 16 日
- ・ 構 成 員：(一社)長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会、厚生労働省長野労働局、国土交通省関東地方整備局、長野県
- ・ 会議開催：3 回

### 3 計画の概要

#### (1) 目 的

本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進

#### (2) 安全及び健康の確保に関する現状と課題

#### (3) 施策についての基本的な方針

#### (4) 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 安全衛生経費の適切な積算、下請負人までの確実な支払
- 適正な工期設定、施工時期の平準化
- 健康保持・増進の取組促進
- 社会保険等の加入徹底
- 安全等に配慮した設計、工法等の普及推進
- 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
- 働き方改革の推進 等

#### (5) 計画の推進等

### 4 計画の特色

(1) 国の基本計画にはない、県独自の計画「建設工事従事者の健康保持・増進の取組促進」を設定

(2) 県と関係機関・団体が連携して計画を推進



## 計画の目的

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき策定
- 本県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進

## 計画の推進

- 長野県建設工事従事者安全健康確保推進会議の構成員等と連携して推進
- 推進会議構成員：長野県、(一社)長野県建設業協会、長野県建設労働組合連合会、厚生労働省長野労働局、国土交通省関東地方整備局

## 現状と課題

労働災害等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害による死傷者数は減少傾向だが、依然として死亡事故は発生</li> <li>建設業における災害撲滅に向け、一層の取組が必要</li> </ul>
	<p>①建設業の労働災害</p> <p>平成29年死傷者数 254人 (うち死亡者数 5人) 平成11年死傷者数 647人 (うち死亡者数 15人)</p>
	<p>②一人親方等死亡者数</p> <p>平成29年 4人</p>
	<p>※建設工事従事者死亡者数</p> <p>平成29年 9人(①+②)</p> <p>建設業従事者の高いメタボ率など、生活習慣の見直しが必要となるようなデータが示されている</p> <p>業種別メタボ率(平成28年)</p> <p>建設業 32.7% 全体 24.3% ※建設業は全体の2位</p>

## 基本的な方針

<p>1 適正な請負代金の額、工期等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害や公衆災害等の防止のため、適正な請負代金、工期設定が必要</li> <li>労働災害防止対策の経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担すべき費用</li> <li>工期は、週休二日の確保等適切に設定することが必要</li> </ul>
<p>2 設計、施工等の各段階における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階では、施工条件を踏まえ、安全・健康の確保に配慮した施工方法等の検討が重要</li> <li>施工段階では、関係請負人がそれぞれの役割分担により労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、安全・健康を確保する措置を自主的に講ずることが重要</li> </ul>

## 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

施策	主な施策・取組
<p>1 建設工事の請負契約における経費の適切な積算等</p> <p>(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切な積算等【施策：①～④】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生経費の適切な積算、下請負人までの確実な支払</li> </ul> <p>(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定【施策：⑤～⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休日等の日数を確保するなどの適正な工期設定、適正な工期延長</li> <li>計画的な発注等による施工時期平準化</li> </ul>	<p>①最新の労務単価等を反映した予定価格設定【長野県】</p> <p>②適正な労働賃金支払を評価する入札制度(総合評価落札方式)【長野県】</p> <p>③建設業法第31条による立入検査【長野県】</p> <p>④安全衛生経費確保に関するリーフレットでの周知【長野労働局】</p> <p>⑤週休二日を前提とした適正な工期設定【長野県】</p> <p>⑥「設計変更ガイドライン」等による適正な工期延長【長野県】</p>
<p>2 責任体制の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元請負人と下請負人の適切な役割の遂行、適正な契約締結のための法令遵守徹底</li> <li>下請契約における建設業者による適切な安全衛生対策、中小建設業者の安全衛生管理能力向上教育への支援</li> </ul>	<p>①講習会等による法令遵守の徹底【長野県】</p> <p>②安全衛生講習等の実施【建防災長野県支部】</p>
<p>3 建設工事の現場における措置の統一の実施</p> <p>(1)建設業者間の連携の促進【施策：①～②】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理徹底</li> </ul> <p>(2)一人親方等の安全及び健康の確保【施策：③～④】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人親方等の業務中災害の的確な把握、建設業者による一人親方等への安全及び健康に関する配慮の促進等</li> </ul> <p>(3)特別加入制度への加入促進等の徹底【施策：⑤～⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入促進の徹底</li> </ul>	<p>①施工プロセスのチェックリストによる現場確認【長野県】</p> <p>②「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく指導【長野労働局】</p> <p>③公共工事受注者を対象とした安全講習等の実施【長野県】</p> <p>④安全衛生教育用テキスト等による安全衛生教育等の実施【長野労働局】</p> <p>⑤講習会等による周知、啓発【長野県】</p> <p>⑥一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進等【長野労働局】</p>
<p>4 建設工事現場の安全性の点検及び安全等に配慮した設計、工法等</p> <p>(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進【施策：①～③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者によるリスクアセスメントの実施や工事現場の点検を行う者の能力向上等を促進、安全衛生管理を評価</li> </ul> <p>(2)建設工事従事者の安全等に配慮した設計、工法等の普及推進【施策：④】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionの推進、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及推進</li> </ul> <p>(3)作業環境の改善【施策：⑤～⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を推進</li> </ul>	<p>①工事成績評価における安全衛生管理に関する評価【長野県】</p> <p>②信州危険の見える化推進運動の実施【長野労働局】</p> <p>③関係団体等と連携した建設現場安全パトロール等の実施【長野労働局】</p> <p>④ICT(情報通信技術)活用工事の推進、技術普及【長野県】</p> <p>⑤公共工事受注者を対象とした安全講習等の実施【長野県】</p> <p>⑥熱中症予防教育の実施、安全講習会の開催【建防災長野県支部、長野県建設労連】</p>
<p>5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発</p> <p>(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進【施策：①～③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法で定められた法定教育の実施、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育促進</li> <li>小規模建設業者等が建設工事従事者に対して行う安全衛生管理等に係る教育への支援</li> </ul> <p>(2)建設工事従事者の安全に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進【施策：④】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者等が実施している建設工事現場に関する安全確保の取組、災害対策事例の情報を発信</li> </ul> <p>(3)建設工事従事者の健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進【施策：⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康確保の取組の情報発信、心身の健康確保のための自主的な取組を促進、健康相談窓口の周知と活用を促進</li> <li>健康保持・増進の取組を促進するため健康経営や心身の健康づくりに関する知識を普及啓発</li> </ul>	<p>①公共工事受注者を対象とした安全講習等の実施【長野県】</p> <p>②安全衛生管理、災害防止活動等の講習を実施【長野労働局】</p> <p>③安全衛生講習等の実施【建防災長野県支部】</p> <p>④労働安全衛生対策に積極的な企業を「安全衛生優良企業」に認定【長野労働局】</p> <p>⑤講習会等への講師(保健師・管理栄養士等)派遣、パンフレット配布、メールマガジン配信等による健康づくりや健康経営の取組支援【長野県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康に係る課題の共有及び特定健診の受診促進</li> <li>健康経営に係るセミナーの開催情報等の提供</li> <li>健康経営に取り組んでいる建設業者等の紹介</li> <li>職場での健康づくりや健康経営の実践を支援する機関や制度の情報提供</li> </ul>
<p>6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>墜落・転落災害のさらなる減少に向け、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を促進</li> <li>「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及促進</li> </ul>	<p>①関係機関・団体の情報共有等【長野県】</p> <p>②個別の現場に対する指導等により「より安全な措置」等の普及を促進【長野労働局】</p>
<p>7 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策</p> <p>(1)社会保険等の加入の徹底【施策：①～③】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費の適切な確保、社会保険等の加入対策を推進</li> </ul> <p>(2)建設キャリアアップシステムの活用推進【施策：④】</p> <p>(3)「働き方改革」の推進【施策：⑤～⑦】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等の働き方改革の推進、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進</li> </ul>	<p>①入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務付け【長野県】</p> <p>②建設工事の1次下請負業者を社会保険加入業者に限定【長野県】</p> <p>③建設工事における適正な労働賃金の支払を評価(総合入札制度)【長野県】</p> <p>④講習会等による周知・啓発【長野県、長野県建設業協会、長野県建設労連】</p> <p>⑤県発注工事における週休二日の実施【長野県】</p> <p>⑥過重労働防止対策の推進、適正な労務管理の実施に係る指導【長野労働局】</p> <p>⑦毎月第2土曜日を休日とする「プレミアムサタデー」の取組推進【長野県建設労連】</p>

安全及び健康の確保に向けた課題	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働災害防止施策の着実な推進が必要</li> <li>建設工事従事者の処遇改善等が必要</li> <li>小規模事業所に対する特段の対応が必要</li> </ul>
	<p>一人親方等への対応の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実情、災害発生状況等からみて安全衛生経費の確保等、特段の対応が必要</li> </ul>
	<p>建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国に比べ、建設工事従事者の減少率、高齢化率が進行</li> <li>担い手確保のため、処遇や技能・技術の改善を含めた地位の向上が必要</li> </ul>

# 森林整備業務の入札の状況等

【取組方針3】

## 1 森林整備業務の内容

○保安林や県有林等の適正な維持管理等のために行う森林整備  
除・間伐（間引き）、主伐（収穫）、歩道の管理（刈払い）、作業道開設、伐採木の販売（間伐等を受注した者が伐採木を買い取る）、植栽、下刈り（植栽木の生育の邪魔になる草やかん木等の刈払い）等

## 2 入札方式

○受注希望型競争入札（総合評価落札方式あり）

## 3 ダンピング等対策

○失格基準価格及び低入札価格調査制度は建設工事と同じ  
（受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領を適用）

## 4 総合評価落札方式制度

- 1) 対象：予定価格 200 万円以上の業務で、技術的難易度が高い業務や地形・森林の状態・地域社会に精通していることが求められる業務など、発注機関の長が必要と認めたもの
- 2) 評価項目等：価格点 82～93 点、価格以外点 7～18 点  
技術力や地域性のほか、従業員の有害鳥獣捕獲に従事や消防団協力事業所の表示といった社会貢献も評価項目としている

## 5 入札の状況

- 1) 発注件数は年間 80 件程度、1 か所あたりの入札執行額は 324 万～415 万円
- 2) 低入札価格調査の発生率が 37～59%と高い（建設工事は 6.4～6.8%）
- 3) 不調・不落が目立つ

年度	H27	H28	H29	H30.12
随意契約（件）	1	4	5	1
受注希望（件）	75	72	80	51
うち総合評価（件）	3	1	4	3
平均入札執行額（万円）	394	324	415	415
平均応札者数	3.3	3.3	2.8	2.2
平均落札率（%）	89.8	89.7	89.7	92.7
低入札価格調査件数	37	37	33	16
不調・不落	5	14	14	14

※低入札価格調査制度は H29 までは契約後確認調査

## 清掃業務、警備業務等の最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組方針 18】

## 1 目的・概要

受注企業の適正な利潤と担い手の中長期的な育成を目指し、庁舎等の清掃業務、警備業務(機械警備を除く。)等において、適正な履行が通常見込まれない金額による契約を防止するため、最低制限価格制度、低入札価格調査制度を実施している。

最低制限価格、低入札調査基準の算定基礎となる最低制限日額を改定する。

## 2 清掃、設備管理、警備業務の最低制限価格等の算定方法

## (1) 予定価格の算定方法

国土交通省監修建築保全業務積算基準及び最新労務単価により積算

## (2) 最低制限価格、低入札価格調査基準の算定方法

技術者区分ごとの最低制限日額(※1)を設定し、予定価格算定時の建築保全業務労務単価を置き換えて最低制限価格、低入札価格調査基準を算定  
(最低制限価格、低入札価格調査基準の範囲は予定価格の10分の6～8)

## ※1 最低制限日額

県最低賃金(円/時間) × 8(時間) × 労務単価比率(※2)

## ※2 労務単価比率

- ① 平成30年5月の長野県労働賃金実態調査結果を参考とし
- ② 国土交通省建築保全業務労務単価の比率により決定
- ③ 清掃員Cの労務単価を基準とし、技術者区分ごと労務単価を比較

## (3) 清掃業務等の低入札価格調査では、次の内容を調査する

- ① 積算内訳書、② 従業員予定者名簿、③ 同種業務の契約状況・履行実績、④ 経営状況 等

## 3 最低制限価格等の算定に用いる最低制限日額の改定

下記改定を踏えて平成31年度の最低制限日額を設定(別紙)

- ・ 平成30年10月1日 長野県最低賃金の改定
- ・ 平成30年12月19日 国土交通省監修建築保全業務労務単価の改定

(別紙)

1 長野県最低賃金 (H30年10月1日改定) (円)

H28. 10. 1～	H29. 10. 1～	H30. 10. 1～
770	795 (前年比3.2%増)	821 (3.3%)

2 労務単価の改定 (H30年12月19日改定) (円/日)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員	警備員A	警備員B	警備員C
31建築保全業務労務単価	12,700	10,100	9,200	17,500	16,900	14,500	14,700	13,100	11,100	9,900
労務単価比率	1.38	1.10	1.00	1.90	1.84	1.58	1.60	1.42	1.21	1.08
30建築保全業務労務単価	11,900	9,500	8,600	17,000	16,400	14,100	14,300	12,700	10,800	9,600
労務単価比率	1.38	1.10	1.00	1.98	1.91	1.64	1.66	1.48	1.26	1.12
29建築保全業務労務単価	11,600	9,300	8,400	16,800	16,200	13,900	14,400	12,700	10,800	9,600
労務単価比率	1.34	1.02	1.00	2.00	1.93	1.65	1.72	1.40	1.41	1.24
H31/H30	6.7%	6.3%	7.0%	2.9%	3.0%	2.8%	2.8%	3.1%	2.8%	3.1%
H30/H29	2.6%	2.2%	2.4%	1.2%	1.2%	1.4%	-0.7%	0.0%	0.0%	0.0%

3 最低制限日額の改定 (円/日)

技術者区分	平成 29 年度	平成 30 年度		平成 31 年度			
	最低制限日額	最低制限日額	前年比 (%)	最低賃金 (円/時間) × 8 (時間)	最低制限日額	前年比 (%)	
清掃員A	8,254 円	8,776 円	6.3		最低賃金 (円/時間) × 8 (時間)	×1.38	9,066 円
清掃員B	6,283 円	6,996 円	11.1	×1.10		7,227 円	3.3
清掃員C	6,160 円	6,360 円	3.2	×1.00		6,570 円	3.3
保全技師補	12,320 円	12,592 円	2.2	×1.90		12,483 円	-0.9
保全技術員	11,888 円	12,147 円	2.2	×1.84		12,088 円	-0.5
保全技術員補	10,164 円	10,430 円	2.6	×1.58		10,380 円	-0.5
軽作業員	10,595 円	10,557 円	-0.4	×1.60		10,512 円	-0.4
警備員A	8,624 円	9,412 円	9.1	×1.42		9,329 円	-0.9
警備員B	8,685 円	8,013 円	-7.7	×1.21		7,949 円	-0.8
警備員C	7,638 円	7,123 円	-6.7	×1.08		7,095 円	-0.4

(注) 計算過程における端数の扱い

- 1 長野県最低賃金に8を乗じた額は10円未満を切り上げるものとする。
- 2 最低制限日額は1円未満を切り捨てるものとする。

#### 4 最低制限日額と実態賃金

	H28	H29	H30	H31
最低賃金 (円/時間)	746	770	795	821
最低制限日額 (円/時間) ※清掃、設備管理、警備業務 全技術者の平均	1,095	1,133	1,155	1,159
実態賃金 (円/時間) ※清掃、設備管理、警備業務 全技術者の平均(毎年5月の調査結果)	846	863	873	
落札率 (清掃業務) (%)	82.9	84.7	88.8	

